

令和 7 年 11 月

清瀬市 都市整備部
都 市 計 画 課

市営住宅入居者募集のご案内

○ 募集する住宅（全 3 戸）

A. 中里第 1 住宅……1 戸（単身世帯）

所 在 地 中里二丁目 1602 番地・1DK(2 階)・平成 11 年築

B. 中里第 3 住宅……1 戸（1 人以上世帯）

所 在 地 中里二丁目 1385 番地 17・2LDK(1 階)・平成 6 年築

C. 中里第 3 住宅……1 戸（2 人以上世帯）

所 在 地 中里二丁目 1385 番地 17・3DK(2 階)・平成 6 年築

※注意点 ①バリアフリー仕様ではありません。②エレベーターは設置されていません。③新築住宅ではありません。

入居時期 令和 8 年 2 月中旬頃になります

○ 募集案内配布期間

令和 7 年 11 月 4 日（火）から 11 月 14 日（金）

○ 申込受付期間（QR コードの場合）

令和 7 年 11 月 4 日（火）から 11 月 14 日（金）

○ 申込受付期間（電話の場合）

令和 7 年 11 月 10 日（月）から 11 月 14 日（金）午前 8 時 30 分から午後 5 時 00 分まで

申込みは下記 QR コード、来庁または都市計画課に電話（TEL042-497-2093）からお申込みください。

※電話または来庁の場合は、15 分程度お時間いただきます。職員が申込者を代理して申込みフォームに入力します。

【市営住宅募集案内 HP】

【市営住宅入居申込みフォーム】



申込み・問合せ先 …………… 〒204-8511 清瀬市中里五丁目 842 番地

清瀬市都市整備部都市計画課都市計画係 TEL042-497-2093

目 次

入居の流れと入居資格

- 目次／申込み方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 ページ
- 申込みにあたっての注意・・・・・・・・・・・・・・ 3 ページ
- 申込みから入居まで・・・・・・・・・・・・・・ 4 ページ
- 抽選方法について／補欠について・・・・・・・・・・ 5 ページ
- 今回募集する住宅／市営住宅の使用料のしくみ・・・・ 6～7 ページ
- 入居資格・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7～10 ページ

所得金額計算の仕方

- 所得金額の計算方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11～18 ページ
 - 所得基準・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12 ページ
 - 給与所得の方・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13～14 ページ
 - 事業等所得の方・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15 ページ
 - 年金を受けている方・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15 ページ
 - 特別控除について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 16 ページ
 - 世帯の所得金額・家族人数・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17～18 ページ

入居にあたっての注意・連絡先請書・申込書について

- 入居にあたっての注意／連絡先請書（緊急連絡先）の取り扱い・ 19 ページ

申 込 み 方 法

申込みは下記の QR コードまたは都市計画課に電話（Tel042-497-2093）からお申込みください。
《申込受付》

- QR コードの場合

令和 7 年 11 月 4 日（火）午前 0 時から 11 月 14 日（金）午後 11 時 00 分までに

申込みが完了したもの

- 電話または来庁の場合（15 分程度お時間いただきます。）

職員が申込者を代理して申込みフォームに入力します。

令和 7 年 11 月 10 日（月）午前 8 時 30 分から 11 月 14 日（金）午後 5 時 00 分までに

受付したもの

【市営住宅募集案内 HP】

【市営住宅入居申込みフォーム】



申込みにあたっての注意

本誌に記載された入居資格、条件等を確認してお申込みください。

- 申込みは 1 世帯につき 1 地区 です。次のような申込みは すべてが無効 です。
 - ① 同じ地区、別の地区への申込みを問わず、複数の申込みがあるとき。
 - a 申込書 2 通以上
 - b オンライン 2 つ以上
 - c 申込書とオンライン
 - ② 婚約者も同居親族と同じように申込者と同一世帯の方として取り扱います。
 - ③ 世帯の構成や人数を変えても、2 つ以上の申込みに同一氏名があるとき。
- 他の公的住宅の募集で、すでに当選・合格・登録されている方は、原則として申込みできません。ただし、同時期に募集された都営住宅に申込中の方でも、本誌の募集条件に合致していれば市営住宅にも申し込むことができます。
- 申込み後に、「申込み地区」「同居親族」「申込者」の変更はできません。

こんなときは…

- ① 申込み後に住所が変わってしまった。

最寄りの郵便局に「転居届」を提出し、郵送物（抽選番号、抽選結果の通知）が転居先で受け取れるように手続きをしてください。併せて、清瀬市都市計画課にご連絡をお願いします。

連絡先 清瀬市都市整備部都市計画課都市計画係
042-497-2093

※「転居届」については最寄りの郵便局へお尋ねください。

- ② 抽選番号の通知が送られてこない。

抽選番号は、申込み締切後に全員に 同時発送 するため、締切後 1 週間程度お待ちください。また、住所に誤り等 がありますと通知の発送はできません。書類不備で失格となります。

- ③ 抽選結果を早く知りたい。

抽選結果は、抽選日 11 月 21 日（金）以降に発送でお知らせします。また、清瀬市役所本庁舎 3 階北掲示スペースに抽選終了後準備ができしだい抽選結果を掲示します。

※ お電話での抽選結果の回答はできません。

申込みから入居まで

1 申込みから抽選までの流れ

申込受付期間 (QRコードの場合)

11月 4日(火) 午前0時～
11月 14日(金) 午後11時00分

(電話の場合)

11月 10日(月) 午前8時30分～
11月 14日(金) 午後5時00分

抽選番号の通知

公開抽選

11月 21日(金)
場所：本庁舎 3階 相談室 1
時間：午前9時00分～

抽選結果の発送

11月 21日(金)以降

当選者(資格審査対象者)

補欠者

☆補欠者には、当選者(入居資格審査対象者)に失格者が出た時点で、繰り上げて資格審査を行います。

落選者

☆当選者(資格審査対象者)には、資格審査に必要な書類をご用意いただき、対面にて資格審査を受けていただきます。

☆資格審査の案内は、令和7年11月21日(金)以降に発送します。この入居資格審査に合格しないと入居できません。

☆落選者には、抽選結果の通知でお知らせします。

2 資格審査から入居までの流れ

入居資格審査

※令和7年12月初旬実施予定

入居資格審査 不合格

繰上げとなる補欠者に「繰上げ通知」を郵送

入居資格審査 合格

入居説明会・内見

※令和8年1月中旬実施予定

入居開始

※令和8年2月中旬以降の予定

抽選方法について

抽選方法は

- ・ 抽選は、指定の会場（清瀬市役所本庁舎 3 階 相談室 1）で公開にて行います。
- ・ 申込者に通知した抽選番号が書かれた抽選棒を抽選器に入れ、当選者（資格審査対象者）と補欠者を順次抽選します。

抽選当日は

- ・ 抽選は公開にて実施しますが、出席されなくても抽選結果に影響はありません。
- ・ 抽選結果は、当日以降に結果通知を発送します。また、抽選終了後準備ができ次第清瀬市役所本庁舎 3 階北掲示スペースに掲示します。

※ お電話での抽選結果の回答はできません。

補欠について

補欠について

- 抽選の際に、募集戸数に応じて一定数の補欠者を選出します。当選者（資格審査対象者）に失格、辞退等があった場合に限り、補欠番号の若い順に繰上げて資格審査を行います。
- 補欠繰上げがあった場合には、繰上がる補欠者に対して「繰上げ通知」を郵送します。
- 当選者（資格審査対象者）が資格審査に合格した段階で、その住宅の補欠繰上げの機会はありません。補欠者には繰上げの機会がなくなった旨の通知をします。
- 補欠者は、今回の募集のみ有効です。

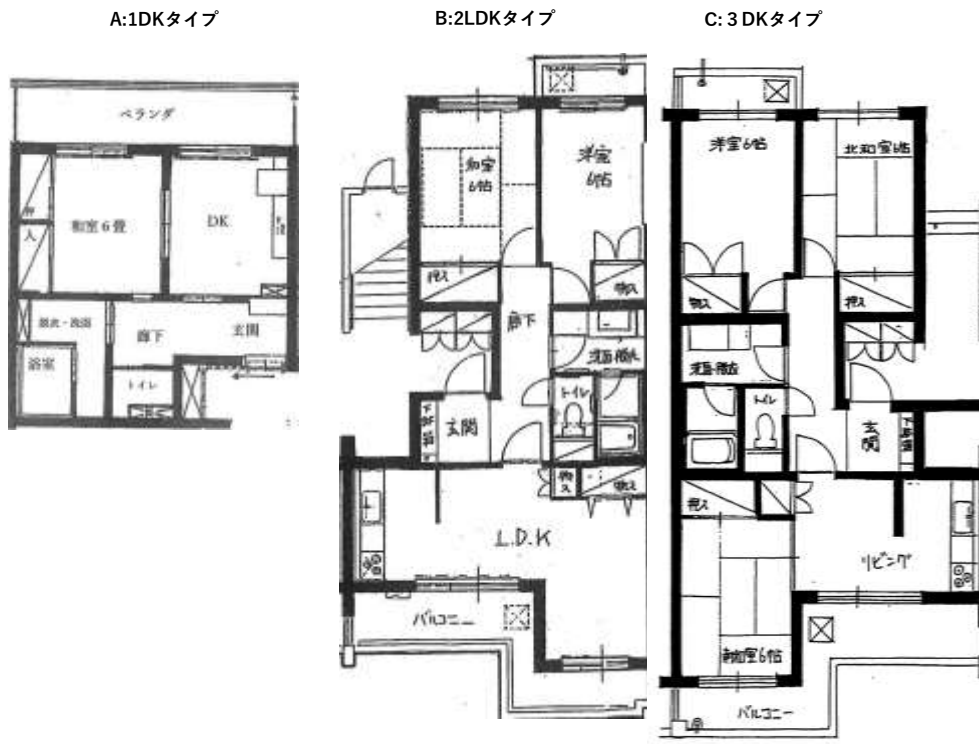
※ 当選者（資格審査対象者）の資格審査の進捗状況や補欠繰上げの予想等をお尋ねいただいても回答はできません。

今回募集する住宅

募集住宅	募集地区	標準的な使用料(円)	間取り／専用面積	建築年
A (単身世帯)	中里第1住宅2階	(一般区分) 20,100～29,900 (特別区分) 20,100～39,400	1DK 40.3㎡ 和6・DK	平成 11年
B (1人以上世帯)	中里第3住宅1階	(一般区分) 30,800～45,800 (特別区分) 30,800～60,400	2LDK 63.1㎡ 和6・洋・LDK	平成 6年
C (2人以上世帯)	中里第3住宅2階	(一般区分) 30,800～45,800 (特別区分) 30,800～60,400	3DK 63.1㎡ 和6・和6・洋・DK	平成 6年

- 一般区分・特別区分については、17ページの所得基準表にあてはめてみましょうを参照し、各自判定してください。
- 使用料は世帯所得、住宅のある地域、広さ、建築年数等によって決まります。無所得の場合でも住宅使用料はご負担いただきます。お支払いは原則、口座振替になります。
- 入居後の使用料は、毎年6月の収入申告により収入を認定し、翌年4月から1年間の使用料を決定いたします。

標準間取り図 ※この間取り図は標準図であくまでも参考ですので、実際と異なる場合があります。実際と異なる場合、現況を優先します。



市営住宅の使用料のしくみ

市営住宅の使用料は、世帯の所得金額に応じた所得区分（一般区分は 1～4 区分、特別区分は 1～6 区分）と、住宅の立地条件、住宅の広さ、建築年数等に応じて決まります。

上記表内に記載のある標準的な使用料の欄について、一般区分使用料は下記表内の 1 区分の最低金額から 4 区分の最高金額を記載し、特別区分使用料は 1 区分の最低金額から 6 区分の最高金額を記載しています。

	特別区分					
	一般区分				5区分	6区分
	1区分	2区分	3区分	4区分		
A地区 世帯年間所得金額 (単身世帯の場合)	0円～ 1,248,000円	1,248,001円～ 1,476,000円	1,476,001円～ 1,668,000円	1,668,001円～ 1,896,000円	1,896,001円～ 2,232,000円	2,232,001円～ 2,568,000円
使 用 料	20,100円	23,200円	26,500円	29,900円	34,200円	39,400円
B地区 世帯年間所得金額 (1人世帯の場合)	0円～ 1,248,000円	1,248,001円～ 1,476,000円	1,476,001円～ 1,668,000円	1,668,001円～ 1,896,000円	1,896,001円～ 2,232,000円	2,232,001円～ 2,568,000円
使 用 料	30,800円	35,500円	40,600円	45,800円	52,400円	60,400円
C地区 世帯年間所得金額 (2人世帯の場合)	0円～ 1,628,000円	1,628,001円～ 1,856,000円	1,856,001円～ 2,048,000円	2,048,001円～ 2,276,000円	2,276,001円～ 2,612,000円	2,612,001円～ 2,948,000円
使 用 料	30,800円	35,500円	40,600円	45,800円	52,400円	60,400円

※世帯人数が 1 人増えるごとに 38 万円を上記の世帯年間所得金額に加算してください。

入居資格

1. 清瀬市内に居住していること

申込者本人は、令和 7 年 11 月 14 日を基準に、清瀬市内に引き続き 6 ヶ月以上（令和 7 年 5 月 15 日以前から）居住している成年者（18 歳未満の既婚者を含む）であること。外国人の方については中長期在留資格が確認できること。なお、18 歳未満の既婚者には、入居手続きのときまでに婚姻ができる婚姻予定者を含みます（18 歳未満の婚姻予定者は、法定代理人（親）の同意が必要）。

2. 世帯の所得が入居資格所得金額基準内であること

申込者の世帯の総所得が、18 ページの所得基準表の家族数に応じた所得基準の範囲内であること。11～18 ページを参考にして、あなたの世帯の総所得を計算してください。

3. 滞納のないこと

申込み締切時に、「市民税」「国民健康保険税」（同居する家族分も含む）を滞納していないこと。また、現在居住している住宅家賃等の滞納がないこと。

4. 申込者及び同居親族が暴力団員等でないこと

「清瀬市暴力団排除条例」に規定する暴力団員等でないこと。なお暴力団員等であるか否かの確認のため、警視庁へ照会する場合があります。

5-1. 家族向世帯（2人以上）で申込む場合は同居親族がいること

以下の資格要件にあてはまること

- (1) 申込期間に同居している親族との申し込みが原則です。結婚、転勤、就職、独立等の理由がなく、現に同居している親族を除いた申し込みはできません。
- (2) (1) のほか、次の方は申込できます。
 - (ア) 入居手続きのときまでに婚姻できる婚約者。
 - (イ) 内縁関係の方との申込みは、法律上の配偶者がいないこと、かつ入居資格審査のときに続柄欄が「未届けの妻（夫）」と記載されている住民票を提出できること。
 - (ウ) パートナーシップ関係の相手方がいる方の申込みは、入居資格審査のときにパートナーシップ受理証明書で確認できること、かつ法律上の配偶者のいないこと。
- (3) 現在、別に住んでいる方との申し込みは、次のいずれかにあてはまること。
 - (ア) (2) にあてはまる方。
 - (イ) 申込期間に、申込者と税法上の扶養関係にある方（課税証明書で扶養関係が確認できること。）。
 - (ウ) 同居しようとする親族等のみで居住している場合または他の親族等と同居している場合は当該親族から扶養されていない方で、2 親等内の直系血族または 2 親等内の直系姻族であること。血族、姻族であっても兄弟姉妹との合併はできません。ただし、入居しようとする世帯が 10 ページの高齢者世帯または心身障害者世帯にあてはまる場合は、3 親等内の血族または姻族とします。

※2 親等内の直系血族・姻族・・・申込者または配偶者の父母、祖父母、子、孫、申込者の子および孫の配偶者

※3 親等内の血族・姻族・・・上記に加え、申込者もしくは配偶者の曾祖父母、伯叔父母、兄弟姉妹、甥姪、曾孫または申込者の伯父父母、兄弟姉妹・甥姪・曾孫の配偶者
- (4) 外国人の方については、申込者と同居親族の全員が中長期在留者で、上記(1)～(3)のほかに申込み時点から審査日まで継続して在留資格を有しており、そのことが住民票の写しで証明できること。申込み後に外国人登録をすることや、当選後に外国から親族を呼び寄せることは認められません。
- (5) 上記(1)～(4)にあてはまる場合でも現に同居または別居のいずれかを問わず、申込者および同居親族が配偶者と別居する申込みはできません。
なお、離婚の予定がある方は配偶者を除いて申込みできますが、入居資格審査のときに離婚の成立を証明する必要があります。

※申込み後は、申込者、同居親族の変更はできません（出生、死亡を除く）

- (6) 所得が定められた基準内であること
申込者および同居親族の年間所得の合計が、18 ページの所得基準表の家族人数に応じた所得金額の範囲内であること。所得の計算方法は、11 ページから 17 ページでお確かめください。
- (7) 住宅に困っていること
住宅に困っていることの詳細については、10 ページでお確かめください。
- (8) 暴力団員でないこと
申込者および同居親族が「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第 2 条第六号に規定する暴力団員等でないこと。なお、暴力団員等であるか否かの確認のため、警視庁へ照合する場合があります。

5-2. 単身世帯で申し込む場合は配偶者がいないこと、かつ単身で居住していること

以下の要件にあてはまること

- (1) 配偶者（法律上の配偶者のほか内縁関係の方（住民票の続柄が見届けの夫または妻となっている方）、婚約者、パートナーを含む。）がいないこと。
- (2) 現に同居または別居のいずれの場合でも、配偶者を除いた申し込みはできません。これには下記（3）にあてはまる方も含みます。なお、離婚の予定があり、同居している親族が配偶者だけの方は、単身で申込できますが、入居資格審査のときに離婚の成立を照明できることが必要です。
- (3) 同居している親族がいないこと。ただし、次のいずれかにあてはまるときには申込できます。
- (ア) 同居している親族全員が、申込み後から入居資格審査までの間に、結婚し転出または遠隔地へ転勤もしくは就職することにより、申込者が単身居住となること。なお、入居資格審査のときにそのことを証明できることが必要です。

※遠隔地とは、居住地から、通常の公共交通機関を利用して片道2時間以上かかる地域をいいます。

- (イ) 居住している住宅の住居専用面積が、10 ページ下段の入居資格基準未満であること。

- (4) 次の（ア）～（ク）のいずれかにあてはまること

- （ア）60 歳以上（昭和 40 年 11 月 15 日以前の生まれ）の方
- （イ）身体障害者手帳 1 級～4 級の交付を受けている方
- （ウ）精神障害者保健福祉手帳 1 級～3 級の交付を受けている方（障害年金等の受給に際し、障害の程度が同程度と判定された方を含む）
- （エ）知的障害者で（ウ）と相当する程度（愛の手帳の場合は総合判定 1 度～4 度）の方
- （オ）生活保護受給者又は「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」による支援給付受給者
- （カ）海外からの引揚者で日本に引き揚げた日から起算して 5 年を経過していないことが厚生労働省の発行する引揚証明書で確認できる方
- （キ）ハンセン病療養所入所者等で、国立ハンセン病療養所等の長等の証明書で証明できる方
- （ク）配偶者暴力相談支援センターでの一時保護、婦人保護施設における保護が終了した日から起算して 5 年以内の方又は配偶者等に対し裁判所から接近禁止命令または退去命令が出されてから 5 年以内の方

- (5) 住宅に困っていること

住宅に困っていることの詳細については、10 ページでお確かめください。

- (8) 暴力団員でないこと

申込者および同居親族が「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第 2 条第六号に規定する暴力団員等でないこと。なお、暴力団員等であるか否かの確認のため、警視庁へ照合する場合があります。

6. 住宅に困っていること

- (1) 入居する方に、土地や建物の所有者がいる場合は申込みできません。(共有持分がある場合や、借地上に住宅を所有している場合も含む。)ただし、次のいずれかにあてはまる場合は申し込むことができます。
- (ア) 住宅が著しく老朽化し、かつ法的に再建築が困難である住宅を所有している方で、その住宅を取り壊す予定であること。なお、入居資格審査のときに取り壊しの契約書等、入居後2か月以内に取り壊しを証明する閉鎖事項証明書の提出が必要です。
- (イ) 差押、正当な事由による立退要求等により住宅または土地の所有者でなくなる方(滞納等本人に帰責事由がある場合を除く)。なお、入居資格審査のときに所有権移転を証明する登記事項証明書の提出が必要です。
- (2) 入居する方に、公的な住宅(UR賃貸住宅・公社住宅・都民住宅・公営住宅等)の名義人がいる場合は申込みできません。ただし、次の資格要件にあてはまる方は申し込むことができます。

住宅	区 分	資 格 要 件				
UR賃貸住宅・公社住宅・都民住宅等	家賃が高い	家賃（共益費を除く）の負担月額が申込世帯全員の年間総収入額を月額に換算した額の 20%以上であること				
	UR・公社の建替	現に居住する住宅の建て替えがすでに決定されていること。入居資格審査時にUR・公社からの証明書等で確認できることが必要です。				
	ひとり親世帯 (母子・父子世帯)	申込者本人が配偶者のいない方（内縁・婚約者を含む）であり、同居親族全員が 20 歳未満の申込者の子であること				
	高 齢 者 帯	申込者本人が 60 歳以上であり同居親族全員が次のいずれかにあてはまること ② 配偶者（内縁および婚約者を含む） ②おおむね 60 歳以上の方（申込書配布期間に 57 歳以上の方） ③18 歳未満の児童				
	心身障害者世帯	申込者本人、または同居親族が次のいずれかにあてはまること ① 身体障害者手帳の交付を受けている 1 級～4 級の障害者 ② 重度または中度の知的障害者（愛の手帳の場合は総合判定で 1 度～3 度） ③ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている 1 級・2 級の障害者（障害年金等の受給に際し、障害の程度が同程度と判定された方を含む） ④ 戦傷病者手帳の交付を受けている恩給法別表第 1 号表ノ 3 の第 1 款症以上の障害者				
	多 子 世 帯	同居親族に 18 歳未満の児童が 3 人以上いて、その児童の全員が市営住宅に入居できること				
	生活保護または中国残留邦人支援給付受給世帯	生活保護または「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」による支援給付を受けている世帯であること				
公営住宅等	住宅が狭い	お住まいの住宅の住戸専用面積が以下の表にあてはまること				
		入居資格基準表				※壁芯とは、壁などの厚みの中心線より算出した住戸専用面積で、一般的な算出方法です。また、住戸専用面積にはバルコニーは含みません。
		居住人数	住戸専用面積（壁芯）	居住人数	住戸専用面積（壁芯）	
		2 人	30 m ² 未満	4 人	50 m ² 未満	
	3 人	40 m ² 未満	5 人	57 m ² 未満		
通勤時間が長い	通勤時間が片道 90 分以上かかっており、市営住宅に入居することで片道 30 分以上短縮されること。ただし、身体障害者手帳の交付を受けている方は、通勤時間が片道 60 分以上かかっていれば対象とします					

所得金額の計算方法

① まず所得の種類を確かめましょう

給与所得とは・・・

給料、賃金、ボーナスなどの所得です。例えば会社員、店員、日雇い、パート、事業専従者、アルバイトなどの所得をいいます。給与という「年収」とは、給与所得控除をする前の金額で「所得」とは異なりますのでご注意ください。

13～14 ページをご覧ください

事業等所得とは・・・

事業所得、利子所得、配当所得、不動産所得、雑所得などの所得です。例えば自営業、外交員などの所得をいいます。これからの所得は確定申告書でお確かめください。

15 ページをご覧ください

年金所得とは・・・

厚生年金、国民年金、共済年金などの所得です。なお、年金以外の所得がある場合はその所得も合計してください。恩給、遺族年金、障害年金は計算に含みません。

15 ページをご覧ください

② 所得金額計算上の注意

●計算の対象としないもの

次にあてはまる収入については、所得金額を 0 円とします。

- ・ 遺族年金、障害年金
- ・ 仕送り、失業給付金、労災保険の各種給付金、生活扶助料、支援給付金等の非課税所得
- ・ 退職金等の一時的な所得。

●2 種類以上の収入がある場合

ひとりで 2 種類以上の収入を得ているとき（給与と年金、給与と事業所得など）は、それぞれの所得金額を計算してから合計します。

※令和 6 年から、審査書類の軽減等、審査の合理化を図るため、原則として「前年の所得」により所得金額を認定します（入居資格審査時には住民税課税証明書により確認します）。ただし、退職等により、「現在の所得」が減少している方については、「現在の所得」により認定を行いません（入居資格審査時には退職等の事実や現在の所得を確認できる書類の提出が必要です）。

「現在の所得」の詳細については、14 ページでお確かめください。

③ 所得基準

世帯の所得金額が家族人数に応じた基準の範囲内であることが必要です。

次ページの手順にしたがって、世帯の所得金額および家族人数を計算し、下の所得基準表にあてはまるかお確かめください。

●所得基準表

家族人数	所得区分（*）	
	一般区分	特別区分
1人	0円～1,896,000円	0円～2,568,000円
2人	0円～2,276,000円	0円～2,948,000円
3人	0円～2,656,000円	0円～3,328,000円
4人	0円～3,036,000円	0円～3,708,000円
5人	0円～3,416,000円	0円～4,088,000円
6人	0円～3,796,000円	0円～4,468,000円

家族人数が7人以上の場合は、1人増えるごとに38万円を加算してください。

* 所得区分について

一般区分の額は、下の要件のいずれにもあてはまらない世帯に適用します。

特別区分の額は、下の要件のいずれかにあてはまる世帯に適用します。

(1) 心身障害者を含む世帯 申込者または同居親族に次のいずれかにあてはまる者がいること。 ア 身体障害者手帳の交付を受けている1級～4級の障害者 イ 重度または中度の知的障害者（愛の手帳の場合は総合判定で1度～3度） ウ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている1級・2級の障害者（障害年金等の受給に際し、障害の程度が同程度と判定された方を含む。） エ 戦傷病者手帳の交付を受けている恩給法別表第1号表ノ3の第1款症以上の障害者
(2) 60歳以上の世帯 申込者が60歳以上であり、かつ同居親族全員が次のいずれかにあてはまること。 ア 60歳以上 イ 18歳未満の児童
(3) 高校修了期までの子どもがいる世帯 同居親族に18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者がいること。
(4) 原子爆弾被爆者を含む世帯 申込者または同居親族に厚生労働大臣の認定書（被爆者健康手帳ではありません。）の交付を受けている原子爆弾被爆者がいること（過去に交付を受けていた方を含む。）。
(5) 海外からの引揚者を含む世帯 申込者または同居親族に海外からの引揚者がいて、日本に引き揚げた日から起算して5年を経過していないことが厚生労働省の発行する引揚証明書で証明できること。 ※海外からの引揚者とは、昭和20年（1945年）8月15日の終戦に伴って、やむをえない理由により日本に引き揚げた者等をいう。
(6) ハンセン病療養所入所者等を含む世帯 申込者または同居親族にハンセン病療養所入所者等がいて、そのことが国立ハンセン病療養所等の長等の証明書で証明できること。

給与所得の方(会社員・店員・日雇い・パート・アルバイト等)

《 源泉徴収票のでる方 》

令和6年分 給与所得の源泉徴収票

支払を受ける者	住所又は居住	氏名	(受給者番号)
	清瀬市中里五丁目842 市役所アパート101号室	清瀬 太郎	キヨセ タロウ
種別	支払金額	給与所得控除後の金額	所得控除の額の合計額
給与・賞与	2,386,998	1,488,800	
源泉徴収税額			
控除対象配偶者	配偶者特別 扶養親族の数 障害者の数	社会保険料	生命保険料 損害保険料 住宅借入金等

年間総収入額

※この金額から特別控除を差し引いた額を市営住宅使用申込書に記入してください。

《 源泉徴収票のでない方 》

令和6年1月から令和6年12月までの税込支給額を合計した額が年間総収入額（年収額）になります。

この額を下段の表中の年間総収入額から市営住宅の所得金額に換算します。

※ 2箇所以上から給与を受けている方は、各々の年間総収入額を合算した総額を下段の計算式で所得金額に換算してください。入居される世帯に2名以上の給与所得者がいる場合には、各々の所得を計算した後、合計した世帯合計所得額を出してください。

※ 病気により1ヶ月以上の収入のない月がある場合は、その月を除いて推定計算してください。

（現在、長期休職中の方は、休職前1年分の収入から所得計算となります。）

1 はじめに、給与収入を計算する

① 働いた年月	② 給与（諸手当を含む）	③ 賞与
年 月		
月		
月		
月		
月		
月		
月		
月		
月		
月		
月		
合計 か月(A)	円(B)	円(C)

【注】

・給与（諸手当を含む）とは

基本給のほか家族手当、住宅手当などの諸手当を含んだ額を記入してください。ただし、課税対象外の交通費、定期代などの収入は除いてください。

・仕事が2か所以上あるばあい

それぞれの収入額を計算し、合計してください。

計算上の注意（「前年の所得」を計算する場合）

前年1月から12月までの実際の収入を合計してください。

給与(B)と賞与計(C)の合計額が収入額です。

※次のページの計算式に続く

計算上の注意（「現在の給与所得」を計算する場合）

前年の途中から現在までの間に就職し、現在も継続している仕事の収入をもとにして、所得を計算します。

なお、前年から現在までの間に退職した仕事については、所得金額を0円とします。

月の途中から仕事を始めた場合、その月は「働いた年月」に含めないでください。

- 働いた月数が(A)が12か月ある場合は、給与計(B)と賞与計(C)の合計が収入額です。

給与計(B) 円	+	賞与計(C) 円	=	収入 円
----------	---	----------	---	------

- 働いた月数(A)が12か月ない場合は平均月額を12倍して見込みの収入額を計算します。

給与計(B) 円	÷	月数(A) か月	×	12	+	賞与計(C) 円	=	収入 円
----------	---	----------	---	----	---	----------	---	------

※申し込みの時点で、まだ1か月分の給与が支払われていないときは、毎月必ず支払われる固定的給料を12倍して、12か月分の見込み額を計算してください。

2 次に、上記で計算した収入を「市営住宅の所得金額」に換算する

12か月分の収入額	税法上の所得金額	都営住宅の所得金額
551,000円未満	0円	0円
551,000円以上 1,619,000円未満	12か月分の収入額－550,000円	税法上の所得金額 －100,000円
1,619,000円以上 1,620,000円未満	1,069,000円	969,000円
1,620,000円以上 1,622,000円未満	1,070,000円	970,000円
1,622,000円以上 1,624,000円未満	1,072,000円	972,000円
1,624,000円以上 1,628,000円未満	1,074,000円	974,000円
1,628,000円以上 1,804,000円未満	●次のとおり、12か月分の収入額を端数整理 します。 12か月分の収入額 ÷ 4 = A → Aの1,000円未満を切り捨てた額＝B → Bを右の計算式にあてはめてください。	B × 2.4 + 100,000円
1,804,000円以上 3,604,000円未満		B × 2.8－ 80,000円
3,604,000円以上 6,600,000円未満		B × 3.2－440,000円
6,600,000円以上 8,500,000円未満		12か月分の収入額×0.9－1,100,000円
		税法上の所得金額 －100,000円

- 「市営住宅の所得金額」は計算によりマイナスになる場合は0円としてください。

計算した「市営住宅の所得金額」を17ページの表①年間所得金額欄に記入してください。

事業等所得を計算する

① 営業した年月	収入	② 必要経費	所得金額
年 月	-	-	=
年 月	-	-	=
年 月	-	-	=
年 月	-	-	=
年 月	-	-	=
年 月	-	-	=
年 月	-	-	=
年 月	-	-	=
年 月	-	-	=
年 月	-	-	=
年 月	-	-	=
合計	か月(A)	所得金額計	円(B)

【注】

- ・月別に、収入から必要経費を差し引いて所得金額を計算してください。

計算上の注意（「前年の所得」を計算する場合）

昨年の1月から12月までの実際の所得金額を計算してください。

収入合計から必要経費合計を差し引いた額が所得金額です。

計算上の注意（「現在の所得」を計算する場合）

- 申込みする月の前月からさかのぼって、12か月分の所得金額を計算してください。
- 現在の事業を始めたのが最近で、営業した月数が12か月ないときは、所得金額の平均月額を12倍して、12か月分の所得見込み額を計算してください。

所得金額計(B) 円

÷ 月数(A) か月

×12= 12か月分の所得金額 円

計算した所得金額を 17 ページの表①年間所得金額欄に記入してください。

年金収入から年金所得を計算する

公的年金の源泉徴収票や「年金決定通知書・支給額変更通知書」などで確認した年金の額を下表の「年金収入額」の欄にあてはめて、「市営住宅の所得金額」に換算してください。

年金を受け取っている方が2人以上いる場合は、ひとりひとり、個別に換算してください。

本人の年齢	年金収入額	税法上の所得金額	市営住宅の所得金額
		(年金額の合計) 計算式 = (税法上の所得金額)	
65歳以上	1,100,000 円まで	所得金額は 0 円 となります	0 円
	1,100,001 円 ～3,299,999 円	(円) - 1,100,000 円 = (円)	税法上の所得金額 -100,000 円
	3,300,000 円 ～4,099,999 円	(円) × 0.75 - 275,000 = (円)	
65歳未満	600,000 円まで	所得金額は 0 円 となります	0 円
	600,001 円 ～1,299,999 円	(円) - 600,000 円 = (円)	税法上の所得金額 -100,000 円
	1,300,000 円 ～4,099,999 円	(円) × 0.75 - 275,000 = (円)	

- ・年金のほかに収入のある方はそれぞれ所得金額を計算し、計算した所得金額を 17 ページの表①年間所得金額欄に記入してください。
- ・「市営住宅の所得金額」が計算によりマイナスになる場合は、0 円としてください。
- ・年金収入額が 4,100,000 円以上の場合は、清瀬市都市計画課へお問い合わせください。

計算した「市営住宅の所得金額を 17 ページの表①年間所得金額欄に記入してください。

特 別 控 除 に つ い て

次の「控除の種類」にあてはまる場合には、1の（ア）～（エ）の場合は申込世帯の合計所得金額から、2の（オ）または（カ）の場合はその方の所得金額から、それぞれの特別控除金額を差し引きます。
市営住宅使用申込書の特別控除（記号）と書かれた欄に取得される控除の記号を書いてください。

1. 申込世帯の合計所得金額から差し引くもの（申込者、同居親族、遠隔地扶養者が対象です。）

控除の種類	特別控除金額	特別控除を受けられる方	備 考
（ア）老人扶養控除	1人につき 10万円	所得税法上の扶養対象親族で70歳以上の方 （年齢に該当しても、本人は控除の対象になりません）	（エ）の特別障害者控除を受ける方は、（ウ）の障害者控除をあわせて受けることはできません。
（イ）特定扶養控除	1人につき 25万円	所得税法上の扶養対象親族（配偶者を除く。）で16歳以上23歳未満の方	
（ウ）障害者控除	1人につき 27万円	1 愛の手帳等の交付を受けている方で3度・4度の方 2 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方で2級・3級の方 （障害年金等の受給に際し、障害の程度が同程度と判定された方を含む） 3 身体障害者手帳の交付を受けている方で3級～6級の方 4 戦傷病者手帳の交付を受けている方で第4項症～第2目症の方 5 65歳以上の方で1・3と同じ程度であるものとして福祉事務所の認定を受けている方	
（エ）特別障害者控除	1人につき 40万円	1 愛の手帳等の交付を受けている方で1度・2度の方 2 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方で1級の方 （障害年金等の受給に際し、障害の程度が同程度と判定された方を含む） 3 身体障害者手帳の交付を受けている方で1級・2級の方 4 戦傷病者手帳の交付を受けている方で特別項症～第3項症の方 5 精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く方 6 原子爆弾被爆者の方で、厚生労働大臣の認定書の交付を受けている方 （過去に交付を受けていた方も含む） 7 常に就床を要し、複雑な介護を要する方 8 65歳以上の方で1・3と同じ程度であるものとして福祉事務所の認定を受けている方	

2. 特別控除を受けられる方に所得があるとき、その方の所得から差し引くもの

申込者または同居親族に次の「特別控除を受けられる方」にあてはまる方がいるか、お確かめください。

控除の種類	特別控除金額	特別控除を受けられる方	備 考
（オ）寡婦控除	27万円	夫と離婚した後、婚姻をしていない方で次の①および②の両方にあてはまる方 ①年間所得金額が500万円以下の方 ②扶養親族を有する方 夫と死別した後、婚姻をしていない方、または夫の生死が明らかでない方で、年間所得金額が500万円以下の方（「扶養親族または生計を一にする子」のいない方もあてはまります。）	特別控除を受けられる方の所得が特別控除金額よりも少ないときは、その所得金額と同額のみ差し引きます。
（カ）ひとり親控除	35万円	現に婚姻をしていない方または配偶者の生死の明らかでない方で、次の①および②の両方に当てはまる方 ①年間所得金額が500万円以下の方 ②生計を一にする子を有する方	

- ・公営住宅法施行令の改正により、令和3年7月1日より、従前の「寡婦（寡夫）控除」の規程を「寡婦控除」と「ひとり親控除」に改めました。
- ・「ひとり親控除」に該当する方は、「寡婦控除」の適用はありません。
- ・年間所得金額が500万円を超える方は、「寡婦控除」や「ひとり親控除」を受けることができません。
- ・「婚姻をしていない」とは、法律上の配偶者がいない場合のほか、内縁関係の方や婚約者がいない場合をいいます。
- ・「生計を一にする子」は、他の方の控除対象配偶者または扶養親族でないこと、および年間所得金額が48万円以下であることが必要です。

表中の16歳以上23歳未満の人とは、令和7年11月14日現在の年齢が16歳以上23歳未満の人をいいます。
表中の65歳以上の人とは、令和7年11月14日現在の年齢が65歳以上の人をいいます。
表中の70歳以上の人とは、令和7年11月14日現在の年齢が70歳以上の人をいいます。

世帯の所得金額・家族人数

1 世帯の所得金額を計算する

下の表を利用して、世帯の所得金額を計算してください。

所得がある方の名前	① 年間所得金額 マイナスになる場合は0円と記入	② 特別控除		世帯の所得金額 差引所得金額 (A)-(B) 円
	円	老人扶養・特定扶養、(特別)障害者控除		
	円	計 円		
	円	寡婦・ひとり親控除 ※		
	円	計 円		
年間所得金額合計 (A)	円	-	特別控除金額合計 (B) 円	=

(A)

13～15 ページで計算したひとりひとりの所得金額を①年間所得金額欄に記入し、合計してください。
ひとりで2種類以上の所得がある場合(給与と事業所得など)は、それぞれの所得金額の合計額を記入してください。

(B)

16 ページで計算した特別控除の合計金額を②特別控除欄に記入し、合計してください。

※寡婦・ひとり親控除金額は、あてはまる方の所得が特別控除金額よりも少ないときは、その所得金額の同額が控除額となります。

(例) 所得金額が10万円の方の控除額=10万円

(A)-(B)

年間所得金額合計(A)から特別控除金額合計(B)を差し引いた金額が「世帯の所得金額」です。

2 家族人数を計算する

① 申込者 [1 人]	+	② 同居親族数 [人]	+	③ 遠隔地扶養者数 [人]	=	家族人数 [人] 所得基準表の家族人数には、この人数をあてはめます。
① 申込者とは、申込書の申込者欄に記入する方です。この方が使用許可後の名義人です。		② 同居親族とは、申込者と一緒に都営住宅に入居する親族です。 妊娠中の方がある場合、申込期間に生まれていない子は同居親族数に含めることはできませんが、出生後は都営住宅に入居できます。		③ 遠隔地扶養者とは、申込者または同居親族の所得税法上の扶養親族で、都営住宅に入居しない方をいいます。 例えば、離れて住んでいる親を扶養している場合などです。会社や税務署に「扶養親族の申告」をしており、入居資格審査のときに課税証明書で確認できることが必要です。		

上記で計算した「世帯の所得金額」と「家族人数」を18ページの所得基準表にあてはめてください。所得基準の範囲内であることが必要です。

所得基準表にあてはめてみましょう

あなたの世帯の家族数、申込みをする家族全員の所得合計額を以下の所得基準表にあてはめ、確認してください。

所得基準表		
家 族 数	世 帯 所 得 金 額	
	一 般 区 分	特 別 区 分
1 人	0 円 ～ 1,896,000 円	0 円 ～ 2,568,000 円
2 人	0 円 ～ 2,276,000 円	0 円 ～ 2,948,000 円
3 人	0 円 ～ 2,656,000 円	0 円 ～ 3,328,000 円
4 人	0 円 ～ 3,036,000 円	0 円 ～ 3,708,000 円
5 人	0 円 ～ 3,416,000 円	0 円 ～ 4,088,000 円

※家族人数が6人以上の場合は、1人増えるごとに38万円を加算してください。

※この表の金額を超えた方は申込みできません。

※この表の金額は入居後も適用されます。この額を超えて所得を受ける方は、使用料の割増し、明渡し義務や明渡し請求が生じます。

上記の表の 特別区分 に該当する世帯とは・・・

- ① 心身障害者を含む世帯（身体障害者手帳1～4級、重度または中度の知的障害者、愛の手帳1～3度、精神障害者手帳1～2級、戦傷病者手帳）
- ② 申込者本人が60歳以上の世帯で、同居親族全員が、60歳以上または18歳未満の児童のみのいずれかに該当する世帯
- ③ 原子爆弾被爆者を含む世帯
- ④ 海外からの引揚者を含む世帯
- ⑤ ハンセン病療養所入居者等を含む世帯
- ⑥ 高校修了期までの子どもがいる世帯（同居親族に18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者がいること。）

上記①～⑥に該当する場合は、特別区分の金額を参照してください。入居時に該当していても、入居後に該当者がいなくなった場合は（転出・死亡・成長等）一般区分へ算定見直しを行います。その時に一般区分の上限額を超過していた場合には、使用料の割増しや明渡し義務が生じますのでご注意ください。

入居にあたっての注意

- 市営住宅は、住宅に困窮する方に対する居住用の住宅です。原則、居住用途外の使用目的（事務所、店舗、物置等）でご利用いただくことはできません。
- 室内・敷地内を問わず、ペットの飼育・持ち込みはできません。
- 市営住宅は、大勢の住人が暮らす集合住宅ですので「住宅自治会」を設けており、入居後は住宅自治会への加入・参加が必要です。自治会では、ゴミ当番や、清掃・美化活動、防災活動や自治会役員の持ち回り、自治会費の徴収等、居住者が守らなければならないルールを取り決めて運営を行っています。
- 入居するためには、連絡先請書、市営住宅入居同意書、市営住宅管理・修繕同意書の提出・保証金（使用料の2ヶ月分）の納付が必要です。
- 駐車場（有料）を設置してありますが、全戸数分は設置されていません。入居時に空きがない場合には借りられない場合がありますのでご承知おきください。使用にあたっては、市営住宅に入居する人を名義とする車両に対し駐車場使用の手続きを行います。市営住宅駐車場は原則1世帯1台となります。
- 都市型ケーブルテレビにより、地上デジタル放送の1,2,4,5,6,7,8の計7局を受信できます。これ以外のチャンネルや衛星放送（BS・CS等）の視聴を希望される方は、事業者と別途契約しご利用ください。
- インターネットを利用される際に選択できる接続方法は、電話回線・ケーブル回線・光回線です。利用したい方法が導入可能であるかは通信事業者にお問い合わせください。通信事業者によっては回線が引けない場合もありますので、必ず確認されてから契約してください。

連絡先請書(緊急連絡先)の取り扱い

入居時に、緊急連絡先を明記した「連絡先請書」の提出が必要となります。

- 緊急の際に、指定の連絡先へご連絡いたします。
 - 入居者が市営住宅の使用料を滞納している際に、緊急連絡先へお電話する場合もあります。
- ※ 入居者は、連絡先請書に記入されている方が死亡したとき等の事由で変更するときは、新たな連絡先を定め、手続きをしていただきます。
- ※ 保証代行などの民間業者などでは受付していません。